

平成30年度  
第1回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 平成30年11月6日(火)  
午前10時00分～午前11時00分  
開催場所 第7会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

委員数 9名  
出席者 9名  
欠席者 0名

	氏名	出席	欠席
委員	田中 健	○	
委員	柴田 高伸	○	
委員	石原 國彦	○	
委員	新美 文二	○	
委員	飯田 善賢	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	水野 貢	○	
委員	夏目 稔	○	
委員	神谷 正明	○	

(3) 出席市職員の職氏名

市長 林 郁 夫  
都市整備部長 尾崎 雅 宏  
都市整備部都市計画課長 岡田 忠 賢  
都市計画課都市企画係長 石原 英 泰  
都市計画課公園緑地係主査 深谷 径 佑  
都市計画課都市企画係主事 庭田 亮 祐  
都市計画課都市企画係主事補 藤本 佳 織

(4) 会議に付した議題及び内容

(議案第1号) 知立市都市計画審議会会長の選任  
(議案第2号) 西三河都市計画 生産緑地地区の変更  
(報告事項) 都市計画マスタープラン・緑の基本計画の改定について

(5) 議事の概要及び経過

別紙のとおり

## 「議事の概要及び経過」

### 【事務局】

みなさん、おはようございます。本日は、お足元の悪い中、またお忙しい中ご出席賜りましてありがとうございます。また、この度は当審議会の委員就任にご承諾いただきましたこと、併せて御礼申し上げます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、都市計画課の岡田と申します。よろしく願いいたします。

本日の出席委員は9名です。知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達していますので、ただ今より知立市都市計画審議会を開催します。

初めに知立市長より挨拶を申し上げます。

### 【市長】

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、知立市都市計画審議会にご出席くださいます誠ありがとうございます。日頃は、本市の都市計画事業に対しまして、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日皆様にご審議いただく議題は、知立市都市計画審議会会長の選任、生産緑地地区の変更の2つでございます。また、報告事項として知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画の改定について、ご説明をさせていただきます。

「生産緑地地区の変更」は毎年ご審議いただいております、生産緑地地区の除外等に伴う面積の変更を行うものでございます。

次に、「知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画の改定について」、でございます。都市計画マスタープランとは、都市計画の基本的な方針として、知立市のまちづくりの根幹となる計画です。今回の改定におきましては、時代潮流に合わせた住・商・工の土地利用について、総合的かつ計画的に方針を定めることを目的としています。

特に、産業という面においては、知立市にとって大きな課題であり、他市町村同様に力を入れていきたい分野であると感じております。

また、緑の基本計画の改定では、そういったまちづくりとの調和を図りつつ、緑の保全・緑化の推進などの方針を総合的に定めてまいります。

どちらも、知立市が将来あるべき姿を示す重要な計画ですので、知立市がより良くなるよう、検討を進めているところでございます。

本日は改定スケジュールなどの概要をご説明させていただきますが、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

以上の案件に対しまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

### 【事務局】

市長はここで退席させていただきます。

次に、委員の皆さまと事務局のご紹介を名簿順にさせていただきます。

－紹介－

よろしくお願ひ致します。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

－確認－

知立市都市計画審議会設置条例第7条第2項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますが、まだ会長が決まっておりませんので、仮議長が必要です。差し支えなければ、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【事務局】**

異議なしというご発言がありましたので、それでは、石原委員に仮議長をお願いします。石原委員、仮議長席へお願いします。

**【仮議長】** 石原委員

それでは、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、議案第1号「知立市都市計画審議会会長の選任について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

知立市都市計画審議会設置条例第4条に「会長は、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める」と規定されています。

また、会長の選任は選挙で行うのが原則ですが、知立市都市計画審議会運営要綱第2条第4項の規定で「委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができる」とあります。なお、従来においては、学識経験者の中から推薦で選出いただいているところです。

**【仮議長】** 石原委員

事務局の説明が終わりました。どのように選出したらよろしいでしょうか。

どなたか意見をお願いします。

**【神谷委員】**

はい。従来と同様に推薦で選出したら良いと思います。

**【仮議長】** 石原委員

「推薦で選出すれば」とのご意見がでましたが、他にありませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【仮議長】石原委員**

それでは、どなたか適任者を推薦していただきたいと思います。

**【神谷委員】**

はい。前会長の隅田委員が適任かと思います。

**【各委員】**

異議なし。

**【仮議長】石原委員**

異議なしというご発言がありましたので、隅田委員に会長をお願いしたいと思います。

会長が決まりましたので、以降につきましては隅田会長に議長をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

**【事務局】**

それでは、隅田会長よりご挨拶をいただいた後、以降の議事進行を会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**【隅田会長】**

会長に就任することになりました隅田です。皆様のご協力を得て、審議会をスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、知立市都市計画審議会設置条例第4条第3項に「会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する」ことになっています。

職務代理者を新美委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、知立市都市計画審議会運営要綱第6条第1項の規定により議事録署名人を神谷委員と飯田委員をお願いします。

それでは、議案第2号に移ります。西三河都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お配りした議案書をご覧ください。初めに今回の都市計画変更の概要を説明させていただきます。今回の案件は、生産緑地地区の面積を、約26.8haに変更するというものです。変更する理由としましては、生産緑地法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの及び新たに生産緑地に指定するものについて、一部区域を変更するためです。

次に、2ページ目の生産緑地地区の変更理由書をご覧ください。

生産緑地制度の目的は、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることです。

続いて、具体的にどのような農地等が生産緑地として指定されているかと言いますと、①郊外や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。②面積が一団で500㎡以上あること。③農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。この3つの要件全てに該当する市街化区域内の農地等が生産緑地として指定できるとされています。

生産緑地に指定されると、農地等として管理することが義務付けられます。そのため、建築物の建築や、土地の区画形質の変更等は、原則として行うことができません。

また、生産緑地地区の都市計画変更の主な理由について、①から⑦に該当する場合は、都市計画変更ができるとされています。7つの理由のうち、今回の案件では、①の買取りの申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合。⑦の「2. 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。以上の2つの理由により都市計画変更をする、ということになります。

①の買取りの申出というのは、下の米印にあります、生産緑地を指定してから30年が経過した場合、農地の主たる従事者が死亡した場合、農業に従事することが不可能な故障をされた場合に、所有者から市長に対して、生産緑地の買取りを申し出ることが出来るという制度です。そこで買取りされなかったものが今回都市計画変更の対象となっています。

これから変更箇所を個別にご説明をさせていただきます。今回は平成29年7月～平成30年6月までの間に制限の解除となったものが対象となっております。

それでは、3ページをご覧ください。箇所別調書に今回変更となった生産緑地の一団番号、変更面積、変更理由などが記載されています。

それでは、ここからはこの箇所別調書と、議案書5ページからの図面を交互にご覧いただきながら一団番号順に案件の説明をさせていただきます。

なお、議案書4ページには、今回の変更箇所が総括図として載っていますので、またご覧になってください。

それでは、5ページをご覧ください。このページは上重原の案件です。団地番号4-34は、378㎡が除外となりました。理由は主たる従事者の故障によるものです。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは牛田町の案件です。団地番号7-33は、64㎡が追加指定となります。今回追加する部分は、旧赤道であり、左右にあります生産緑地の所有者へ払い下げが行われました。ここを一体で耕作することで、生産緑地の整形化、効率化がより図られるということで、今回追加指定を行うものです。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは来迎寺町と八橋町の案件です。団地番号9-3は、主たる従事者の故障により409㎡が除外となります。次に、団地番号8-47につきましては、主たる従事者の死亡により165㎡が除外となります。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらは新林町の案件です。先に資料の修正についてご説明させていただきます。ページ中央に同じ形の生産緑地が2つ表示されていますが、データ上の消し残しです。今回の変更箇所には影響ありませんが、ここで訂正をさせていただきます。団地番号15-26は、主たる従事者の死亡により1,239㎡すべてが除外となります。団地番号15-9は、主たる従事者の故障により758㎡が除外となります。

変更箇所の説明は以上となりますが、ここでもう一度議案書の3ページをご覧ください。

今回の変更により、169団地あった生産緑地が1団地減りまして、168団地、26.8haとなりました。

最後に、この都市計画変更について案の縦覧を9月25日から10月9日まで行いましたところ縦覧者は1名、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案説明を終わります。

**【隅田会長】**

事務局の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

**【神谷委員】**

故障とはどういった状態を言うのですか。

**【事務局】**

耕作することができないような怪我や病気のことを言います。医師の診断書をもとに判断をしております。

**【隅田会長】**

他にありませんか。

なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。一部資料に修正がありましたが、それを含め議案第2号西三河都市計画生産緑地地区の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

**【各委員】**

—挙手—

**【隅田会長】**

全員挙手ですので、本議案は原案どおり異議なしで議決されました。

それでは、報告事項に移ります。知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画の改定について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

都市計画課の庭田です。よろしくお願ひします。まず、都市計画マスタープラン・緑の基本計画、それぞれの概要について説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針と都市計画法で位置付けられております。国の都市計画運用指針においては、地域の主要課題に応じた整備、開発の方針等を総合的に定め、地域のあるべき姿、まちづくりの将来ビジョンを示す計画とされております。根拠法令は、都市計画法第18条の2で、記載事項として都市づくりの課題、全体構想、地域別構想の大きく3つで構成されています。2の全体構想では都市づくりの理念、目標、将来都市構造、都市整備の方針を定めます。3の地域別構想では地域別まちづくりの方針を定めます。

次に緑の基本計画の概要についてご説明させていただきます。都市緑地法では市町村の緑地や緑化の推進に関する基本計画と位置付けられており、都市緑地法運用指針では、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための計画とされております。根拠法令は都市緑地法第4条で、主な記載事項として緑の課題、目標、施策、都市公園の整備及び管理の方針などがあります。

次に改定の背景についてご説明させていただきます。都市計画マスタープランについては、全国的な人口減少・少子高齢化の進展があげられます。また、上位計画である愛知県の西三河都市計画区域マスタープランが改定中であり、併せて知立市都市計画マスタープランについても改定を行っていきます。

緑の基本計画については、公園、緑地、都市内の農地等に対する評価の高まりがあげられます。また、上位計画である愛知県広域緑地計画が改定中であり、合わせて緑の基本計画も改定を行っていきます。

なお、都市計画マスタープラン、緑の基本計画は、都市づくりと調和した緑の保全や緑化の推進をしていくなど、密接な関係にあるため、それぞれ調和を図りつつ、改定を行っていきます。

次に、都市計画マスタープランと緑の基本計画の位置づけですが、愛知県の上位計画である西三河都市計画マスタープラン、愛知県広域緑地計画や、知立市の上位計画である知立市総合計画に即した計画とし、知立市の人口ビジョン・まち・ひと・しごと総合戦略や立地適正化計画などの関連計画と整合した計画とします。

次に計画の目標年次について、両計画とも現行計画の目標年次から10年後の2031年とします。

また、計画の対象範囲は、両計画とも知立市全域とします。

次に策定の体制について、事務局である知立市と策定委員会とが協議・調整を図りつつ、市民の方々や本都市計画審議会の皆さまから意見をいただきながら策定をしていきます。

次に、策定のスケジュールについてご説明します。今年度と来年度の2ヵ年で策定することとしており、策定委員会は今年度3回、来年度3回の計6回予定しております。本日の報告と、素案作成後の意見聴取の段階で本審議会を開催し、お話しさせていただくこととしておりますが、計画策定の進捗を見て、中間報告もさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

#### 【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

#### 【石原委員】

緑の基本計画では、数値目標は立てるのですか。先ほど生産緑地の案件で今年も減るという話がありましたが、今後耕作されている方の状況によってはますます減っていくことが予想されます。生産緑地でない農地に関しても、高齢化等で今後減っていくことが心配されます。

#### 【事務局】

緑の基本計画では数値目標を立てることになっていきますので、現行計画では一人当たりの都市



公園等の整備量を11㎡にするという目標を掲げております。しかし、知立市は人口がまだ増えている中で一人当たりの面積を今後も目標として掲げていくのが妥当なのか、ということもこの改定の中で検討していきたいと思っています。石原委員の言われるように生産緑地は土地所有者や農業従事者の都合もありますし、減っていくことが予想される場所ですので、面積という量としてだけでなく、緑の質という視点も検討に含める必要があると感じています。

**【石原委員】**

緑の基本計画の中では、当然緑というものの中に、公園・緑地も含まれるわけですよね。

**【事務局】**

はい、そうです。農地だけでなく公園や緑地なども含めて、今後どうあるべきか検討をしているところです。

**【石原委員】**

知立市内での住・商・工の発展も当然大事な話ですが、そういった開発計画と合わせて公園・緑地の配置や農地の保全ということも検討していただけたらと思います。

**【新美委員】**

一人当たりの面積は国や県で定められた基準があるのですか。

**【事務局】**

定められておりません。

**【新美委員】**

それであれば、4キロ四方の限られた市域の中で全て満足させるという時代ではないような気がします。

**【事務局】**

現行計画策定時は一人当たりの都市公園等の整備量が9.7㎡でしたが、分母である人口が増えていくとは一人当たりの整備量は必然的に減っていくことになります。だからと言って新美委員がおっしゃるように市内で公園・緑地を増やせるかということ、なかなか難しいところがありますので、適正な人口密度と、適切な公園等の配置を検討していく必要があると思っています。

**【新美委員】**

農業と商工業という立場もありますので、非常に難しい課題だと思いますが、高速道路や鉄道があって、リニアが開通するという時代ですので、例えば県単位だとか、広域的に考えることが必要であるように感じます。

**【隅田会長】**

昔でいう衣浦東部という括りもあったかと思いますが、そういった単位で計画はあるのですか。

**【水野委員】**

愛知県全体では、一人当たりの都市公園面積の目標がありますが、都市公園以外の公園・緑地を含めた数値目標はありません。各市にそれぞれの成り立ちなどがありますので、各々の事情によって検討していただきたいと思います。また、目標を掲げるということは、それに向かって確保していかななくてはならない緑などを計画の中で検討することにもなります。衣浦東部、碧海5市として一人当たりの数値目標を掲げた計画はありませんが、知立市の実情に合わせた数値目標を検討していただけたらと思います。

**【新美委員】**

碧海5市の中でも、知立市だけが産業誘致をしていません。経済という視点からすると、交通の利便性が高いような場所によってはそういったことを考えてもいいのではないかと思います。

緑の保全と言っても、例えば防災の視点で一人当たりの避難する緑地が充足しているなどの機能的な面で見ることが大事なのではないですか。

**【隅田会長】**

確かに災害の可能性は今後もついてまわるものなので、避難できる場所として公園緑地を整備するという話しであれば、市民の理解も得られやすいかもしれません。

他にありませんか。なければ、質疑を終了し、以上で本日の議決案件、報告事項を終了します。最後に、事務局より連絡がありましたらお願いします。

**【事務局】**

次回の都市計画審議会の開催予定ですが、年度内にもう1回開催する可能性があります。また詳細が決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

**【隅田会長】**

それでは、これもちまして本日の知立市都市計画審議会を終了いたします。  
ご協力いただき誠にありがとうございました。

**【事務局】**

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。皆さま交通事故に気をつけてお帰りください。